

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社フューチャーリンクネットワーク

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年 7 月14日
【四半期会計期間】	第22期第 1 四半期(自 2020年 9 月 1 日 至 2020年11月30日)
【会社名】	株式会社フューチャーリンクネットワーク
【英訳名】	Future Link Network Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石井 丈晴
【本店の所在の場所】	千葉県船橋市西船 4 丁目19番 3 号
【電話番号】	047-495-0525(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営統括部長 中川 拓哉
【最寄りの連絡場所】	千葉県船橋市西船 4 丁目19番 3 号
【電話番号】	047-495-0525(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営統括部長 中川 拓哉

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	6
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期財務諸表】	11
2【その他】	17
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	18
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期 累計期間
会計期間	自 2020年9月1日 至 2020年11月30日
売上高 (千円)	347,685
経常利益 (千円)	40,918
四半期純利益 (千円)	36,260
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	134,500
発行済株式総数 (株)	35,150
純資産額 (千円)	45,432
総資産額 (千円)	563,387
1株当たり四半期純利益 (円)	51.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	8.1

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間において四半期財務諸表を作成していないため、経営成績の状況については、前年同四半期累計期間との比較・分析は行っておりません。

（1）財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染の影響により、経済活動は制限を受け、依然として厳しい状況にあります。感染拡大の防止策を講じつつ、ウィズコロナ時代への提唱による「新しい生活様式」の実践や各種経済政策もあり、景気持ち直しの動きも見られますが、景気の先行きは不透明な状況が続いています。

当社が事業展開する広告業界におきましては、2019年の日本の総広告費は前年比101.9%の6兆9,381億円と、8年連続で拡大いたしました（出典：株式会社電通「2019年 日本の広告費」）。一方で、足下では新型コロナウイルス感染症拡大による景気の悪化から、事業環境の先行きに留意が必要な状況となっております。

また、ふるさと納税市場においては、2019年度のふるさと納税受入額は前年比95%の4,875億円となり、3割ルール of 厳正化により受入金額は7年ぶりに減少に転じましたが、受け入れ件数は前年比100%超の約2,334万件と増加しており、世間一般的には更に浸透・定番化を続けているという状況で、今後もさらなる市場規模の拡大が予想されています（出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和2年実施）」）。

このような環境下、当社は地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を推進すると共に、ふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。

当第1四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染拡大の中で、地域の中小事業者・店舗がこの状況下で発信する情報の価値を伝えることで広告契約を維持し、新規パートナー契約の営業手法をオンラインに切り替えて実績をあげるとともに、ふるさと納税の寄附も計画通り進捗して参りました。以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は347,685千円、営業利益は41,709千円、経常利益は40,918千円、四半期純利益は36,260千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（地域情報流通事業）

地域情報流通事業におきましては、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を当社直営地域と全国の運営パートナーによるパートナー運営地域で展開を進め、直営地域においては、地域の中小事業者・店舗に対し、Googleマイビジネスとの連携によるWebマーケティング支援やオフラインの販促支援等、広告掲載だけではない付加価値を高め、顧客満足度を高めるサポートを行い、地域に根付いた営業活動を強化して参りました。まいぶれ店舗広告は、新型コロナウイルス感染拡大の中でも適切な情報発信の必要性を店舗に提案してきた結果、広告費は純増となり、直営地域のまいぶれ関連売上高は23,129千円となりました。

また、パートナー運営地域におきましても、契約済みの運営パートナーは当第1四半期終了時点で138社、全国のエリア展開は667市区町村となりました。オンラインのサポートや、Web会議・Webセミナー、動画による

営業指導等、新型コロナウイルス感染拡大時期における営業方法や店舗サポート方法を伝えて参りました。

運営パートナーの新規開拓においては、このような時期だからこそ新規ビジネスを思考している潜在客層へのインバウンド広告を展開し、オンライン商談や動画マーケティングによる案件化を進め、新規契約件数が9件となり、既存の運営パートナーと新規契約をあわせたパートナー関連売上高は95,322千円となりました。

この結果、当第1四半期累計期間に属するセグメント売上高は118,452千円となりました。またセグメント利益は55,222千円となりました。

（公共ソリューション事業）

ふるさと納税BP0では、現在契約の38自治体に対し、自治体の寄附額増加につながる施策と年度の寄附件数ピークを迎える年末に備えた体制面の整備をして参りました。オンラインで寄附ができるふるさと納税制度の特徴から、新型コロナウイルスの影響は受けず、寄附額は計画通り進捗しております。

地域共通ポイントサービス「まいぶれポイント」では、QR決済が可能な新ポイントシステムの開発を進め、1自治体に導入した他、新規の公共受託案件は受注に至っておらず、全国で8エリア、5自治体と運営を継続しております。

この結果、当第1四半期累計期間に属するセグメント売上高は167,430千円となりました。またセグメント利益は46,925千円となりました。

（マーケティング支援事業）

マーケティング支援事業におきましては、大手小売チェーンなどナショナルクライアントの販促支援や、特定の商圏や地域に直接情報を発信したい企業・店舗に対し、マーケティングソリューションとして、ホームページや広告制作の販促支援を手がけてきました。新型コロナウイルスの影響により、新規開店店舗や訪日外国人向けの広告キャンペーン等の需要の回復には至っておりません。

この結果、当第1四半期累計期間に属するセグメント売上高は61,802千円、セグメント利益は7,446千円となりました。

② 財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は563,387千円であり、前事業年度末に比べ119,247千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が26,615千円、受取手形及び売掛金が80,046千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債は517,955千円であり、前事業年度末に比べ82,987千円増加いたしました。これは主に買掛金が39,267千円、未払金が21,036千円、預り金が20,433千円、賞与引当金が11,499千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は45,432千円であり、前事業年度末に比べ36,260千円増加いたしました。これは四半期純利益計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

（2）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,600
計	140,600

(注) 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で1株につき20株の株式分割を行っております。
また、2021年5月7日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付をもって定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,671,400株増加し、2,812,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,150	703,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	35,150	703,000	—	—

(注) 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行うとともに、単元株制度を採用しております。これにより、発行済株式数は667,850株増加し、703,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年11月30日	—	35,150	—	134,500	—	49,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,150	35,150	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	35,150	—	—
総株主の議決権	—	35,150	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2020年9月1日から2020年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年9月1日から2020年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 8 月 31 日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	166,608	193,224
受取手形及び売掛金	153,272	233,318
仕掛品	47	3,157
原材料及び貯蔵品	1,443	1,427
その他	35,770	45,733
貸倒引当金	△7,671	△9,429
流動資産合計	349,472	467,431
固定資産		
有形固定資産	34,519	33,057
無形固定資産	22,597	22,013
投資その他の資産		
投資その他の資産	55,825	59,156
貸倒引当金	△18,274	△18,272
投資その他資産合計	37,550	40,884
固定資産合計	94,668	95,956
資産合計	444,140	563,387

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 8 月 31 日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	47,536	86,804
短期借入金	50,000	50,000
1 年内返済予定の長期借入金	19,073	22,679
未払金	55,495	76,532
未払法人税等	7,276	10,756
預り金	59,771	80,205
賞与引当金	12,799	24,299
その他	34,413	26,204
流動負債合計	286,365	377,481
固定負債		
長期借入金	129,590	122,396
資産除去債務	7,882	7,884
その他	11,130	10,193
固定負債合計	148,603	140,474
負債合計	434,968	517,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	134,500	134,500
資本剰余金	49,000	49,000
利益剰余金	△174,328	△138,067
株主資本合計	9,171	45,432
純資産合計	9,171	45,432
負債純資産合計	444,140	563,387

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
売上高	347,685
売上原価	129,636
売上総利益	218,048
販売費及び一般管理費	176,338
営業利益	41,709
営業外収益	
受取利息	0
ポイント失効益	47
その他	3
営業外収益合計	51
営業外費用	
支払利息	696
その他	146
営業外費用合計	842
経常利益	40,918
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	40,918
法人税、住民税及び事業税	8,978
法人税等調整額	△4,320
法人税等合計	4,657
四半期純利益	36,260

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「追加情報」（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）に記載した仮定について重要な変更は行っておりません。

新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、オンライン商談体制等の構築や感染症情報、テイクアウト情報をはじめとした地域情報の発信ニーズの高まりから、現在において当社業績に与える影響は限定的であると想定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、不確実性が高く、上述した仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
減価償却費	3,759千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
	地域情報流 通事業	公共ソリュー ション事業	マーケティ ング支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	118,452	167,430	61,802	347,685	—	347,685
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	118,452	167,430	61,802	347,685	—	347,685
セグメント利益	55,222	46,925	7,446	109,593	△67,884	41,709

(注) 1. セグメント利益の調整額△67,884千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主な内訳は全社共通人件費、システム運用経費、本社地代家賃等であります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
1株当たり四半期純利益	51円58銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	36,260
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	36,260
普通株式の期中平均株式数(株)	703,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、2021年4月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月8日付をもって株式分割を行っております。また、2021年5月7日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付をもって定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年5月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	35,150株
今回の分割により増加する株式数	667,850株
株式分割後の発行済株式総数	703,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,812,000株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月7日

株式会社フューチャーリンクネットワーク
取締役会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市

代表社員
業務執行社員

公認会計士

本橋 雄一



代表社員
業務執行社員

公認会計士

大川 健哉



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2020年9月1日から2021年8月31日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワークの2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行

を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上